

〔 令和 3 年 3 月 2 9 日 〕
〔 議会 運営 委員会 決定 〕

「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果

No. 27 (優先度C1)	
検討課題	財政上の措置の要求
議会基本条例の条文	(財政上の措置) 第25条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な財政上の措置を区長に求めるものとする。
具体的な運用方法等	1 議会費の予算要求について 各派交渉会において事前協議した後、事務局において要求する。 2 予算編成に関する通達、依命通達等について 予算編成に関する通達、依命通達等は、区長に予算編成権が専属していることから尊重すべきものであるが、二元代表制の趣旨に鑑みれば、当該通達、依命通達等の内容も踏まえて予算を審議することとなることから、議会基本条例第25条に定める議事機関としての機能を充実するための予算要求を必ずしも妨げるものではないものとする。
その他	